

令和7年度 道路除雪費（単独）
消雪施設燃料（灯油）購入 仕様書

第1条 総則

本仕様書は、消雪施設燃料（灯油）の購入に関し必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るものである。

第2条 納入計画書

消雪施設燃料（灯油）納入者（以下「受注者」という。）は、契約後速やかに置賜総合支庁長（以下「発注者」という。）に運搬体制、運搬経路、連絡体制、緊急時の対応及びその他必要と認められる事項を記載した納入計画書を提出し、承諾を得なければならない。

第3条 納入方法

本件は現地燃料タンク（容量800ℓ）に納入するものとする。

受注者は、常に消雪施設の燃料の残量を把握し、消雪施設の適正な稼働が行われるよう、給油しなければならない。

給油した日は、数量報告書に給油量を記入し、FAX等により報告すること。

第4条 灯油の規格及び試験方法

- 1 灯油はJIS（K2203）1号に適合するものとする。
- 2 灯油は、あらかじめ石油精製業者の出荷証明書またはそれに類するもの、試験成績分析表を添付した書類を提出し、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、その品質規格に疑義が生じ発注者より物品の品質規格についての検査を指示された場合は、その指示に従い品質試験成績書を速やかに提出しなければならない。
なお、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

第5条 契約の変更

- 1 前回契約価格決定時の指標価格（経済産業省資源エネルギー庁の石油製品価格調査：灯油配達価格（18リットル当り消費税込）を19.8で除し（1リットル当り消費税抜きに換算）、小数点第3位四捨五入2位止めとしたもの。以下同じ。）と現行の指標価格に2円以上の変動があった場合は、受注者又は発注者からの協議の申し出を行うことができる。
- 2 変更契約額（増減額）は、前回契約価格決定時の指標価格と現行の指標価格の価格差額とする。
- 3 入札時の指標価格と当初契約額の価格差は、変更時の指標価格と変更契約額の価格差においても維持することとし、同額（端数処理による誤差を除く。）とする。

第6条 夏期の漏油事故防止対策

夏期における灯油の熱膨張による漏油事故防止のため、納入期間終了時点のタンク内の灯油残量は概ね700ℓ以下とすること。

第7条 その他

その他、本仕様書に明示なき事項又は疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議の上これを定めるものとする。

FAX送信票

置賜総合支庁 道路計画課 維持管理担当 宛

(fax番号:0238-21-3679)

一般県道 米沢環状線 消雪施設 灯油 数量報告書

()月分

灯 油

日	曜日	給油量(ℓ)	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			